

平成24年度 事業計画

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

目 次

【一般会計】

経理区分名	事業計画（ページ）
1. 法人運営事業	2
2. 住民会費等事業	2
3. ボランティア活動推進事業	3
4. 小地域ネットワーク活動推進事業	4
5. 助成事業	5
6. 献血推進事業	6
7. 福祉サービス利用援助事業	7
8. 精神保健福祉推進事業	8
9. 生活福祉資金貸付事業	9
10. 住宅改造助成調査事業	9
11. 住宅手当緊急特別措置事業	10
12. 共同募金配分金事業	10
13. 居宅介護等事業	11
14. 移動支援事業	12
15. 総合福祉センター管理運営事業	12
16. くすの木園（生活介護）管理運営事業	13
17. 共同生活援助・介護事業	14
18. 障害者活動支援事業	15
19. 父子家庭日常生活支援事業	16
20. 地域包括支援センター事業（第1・2圏域）	16
21. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	17
22. 地域活動支援センター事業	18
23. 乳児家庭全戸訪問事業	19

【特別会計】

経理区分名	事業計画（ページ）
1. 総合福祉会館管理運営事業	20

平成24年度
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

事業計画

経済不況の長期化により、失業者や貧困世帯が増加する一方、少子高齢化、核家族化の進展に伴い、生活課題や福祉課題が複雑・多様化し、個別的・包括的な支援の必要性がさらに高まっています。そのため、本会では24年度も自殺予防対策事業や貸付事業、要援護者の自立支援などセーフティネット推進の取り組みを行います。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談機能を強化するとともに、校区福祉委員会や地域の福祉事業者、各関係機関の連携によって地域の福祉課題の早期発見・対応に努めます。

平成24年度は、「第4次枚方市地域福祉活動計画」の中間年にあたります。計画の進捗状況の点検・評価を行い、後期の計画推進につなげます。一方で、地域福祉活動計画を推進する社協組織の基盤整備・強化を目的とした、「経営戦略プログラム（第2期）」を平成23年度に策定しました。第2期は、第1期の経営理念である～誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり～を継承し、本会が地域福祉を推進する組織としての役割と責任に基づき、経営基盤を強化するための具体的な取り組みを設定し、市民や地域団体等から信頼される組織づくりをめざします。第2期の計画期間は24年度から5年間で、今年度は計画初年度として鋭意計画推進に取り組めます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの災害に対する認識を覆す甚大な被害をもたらしました。日本はもとより世界中から被災地へボランティアが駆けつけ、復旧・復興を支えました。そのような中で、全国の社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの立ち上げから運営まで、直接的・側面的に支援を続けてきました。本会からも被災地へ職員を派遣し、支援を実施した経験を踏まえ、平成24年度は本会としての災害支援のあり方や災害ボランティアセンターの運営について再検討を行います。

福祉サービス利用援助事業は、利用待機者が30人以上となり、24年度に生活支援員を2人増員し、待機者解消を図ります。また、誰もが住み慣れた地域で自立して生活する事が求められるなか、判断能力が十分でない人の権利擁護の取り組みについて、本会が今後どのような役割を果たせるのか検討していきます。

指定管理事業である枚方市立くすの木園（生活介護）については、枚方市から3期目の指定を受け、平成24年度から3年間管理運営を行うこととなりました。23年1月に生活介護事業所へ移行して1年が経過し、昨年からは始めた農耕作業による野菜の栽培・販売等に重点を置きながら、今後もきめ細かな支援を行います。

また、共同生活援助・介護事業では、利用者アンケートを実施、検証することによって、サービスの質の向上を図るとともに、自立支援法の改正に伴い、地域支援センターゆいの相談支援事業を強化し、障害者福祉の向上を目指します。

【一般会計 事業計画】

経理区分名	1. 法人運営事業
基本方針	本会の経営理念である「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」の実現をめざすため、その基礎となる法人の経営基盤を強化します。また、市民や地域組織・団体から信頼される組織体制を目指します。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営戦略プログラム(第2期)の推進 2. 組織会員の加入促進および地域貢献委員会設置への調査・検討 3. 社協の活動や運営状況の積極的な情報提供 4. 「第4次地域福祉活動計画」の推進 5. 災害時対応への取り組み
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会・部会・評議員会の開催 2. 経営戦略プログラム(第2期)の推進 進行管理委員会、進行管理チームの設置による計画推進 3. 第4次地域福祉活動計画の推進 4. 組織会員の加入促進および地域貢献委員会設置への調査・検討 5. 災害時の対応マニュアルの検討 6. ホームページのリニューアル等による積極的な情報提供 7. 枚方市民生委員児童委員協議会の事務局業務 8. 枚方市赤十字奉仕団の事務局業務 9. 枚方市地区募金会の事務局業務 10. 枚方・交野地区保護司会の事務局業務 11. 善意銀行の運営
経理区分名	2. 住民会費等事業
基本方針	地域住民や幅広いさまざまな機関・団体・事業所等の参加・協力によって、「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」を推進するために会員制度を導入している。納められた「会費」を財源として、地域福祉活動やボランティア活動の推進、啓発活動などを行う。

重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域福祉活動の推進 2. ボランティア活動の推進
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域福祉活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・校区福祉委員会活動の支援、連携 ・校区福祉委員会活動助成金の交付 2. ボランティア活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアアドバイザーの活動促進 ・ボランティア保険料の助成 3. 地域福祉に関する啓発活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行 ・社協リーフレットの作成 ・ホームページを活用した迅速な情報提供 ・組織会員等への情報提供

経理区分名	3. ボランティア活動推進事業
基本方針	<p>ボランティア・市民活動は、福祉分野を中心に、地域づくり、災害救援、環境保全、教育・文化、人権擁護、国際協力などさまざまな分野に広がり、活動形態も多様化している。</p> <p>「第4次枚方市地域福祉活動計画」に基づき、新たな出会いやつながりにより様々な立場の市民が参加・交流するボランティア活動を支援し、共生の地域づくりをすすめていく。また、地域との連携を一層強化し、より親しみやすいボランティアセンターの運営を図る。</p>
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 若い世代へのボランティア活動の啓発 2. 地域のボランティア活動との連携 3. 災害ボランティアセンター設置・活動マニュアルの改訂

<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア・市民活動の支援 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティアのための各種講座・研修会の開催 ②ボランティアセンター運営委員会の開催 ③ボランティア活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1) ボランティア相談、コーディネートの充実 2) ボランティア保険加入受付・保険金助成 3) ボランティア・市民活動グループの育成・支援 4) ボランティアリーダー、アドバイザーの育成 ④小地域福祉活動におけるボランティア活動への参加支援 2. ボランティア・市民活動情報の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティア・市民活動の情報収集及び情報提供 ②関連分野の情報収集・動向把握 3. ボランティア活動の啓発活動 <ol style="list-style-type: none"> ①住民の学びの支援と啓発活動の推進 ②市内学校へのボランティア活動の啓発促進 4. 災害ボランティアセンターの整備 <ol style="list-style-type: none"> ①災害ボランティア活動の推進・支援体制づくり ②災害時要援護者避難支援事業の推進 ③市関係機関・中間支援組織等との連携強化
----------------	--

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>4. 小地域ネットワーク活動推進事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>地域社会が抱える福祉課題は、年々複雑かつ多様化している。ひとり暮らし高齢者や障害者、子育て中の親子など、地域で暮らしている様々な人々に対し、住民ニーズに応じた見守り・声かけなどの個別援助活動や、いきいきサロンや子育てサロンなどのグループ援助活動等の充実を図ることにより、地域の福祉力の向上に努め、誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくりをすすめる。</p>
<p>重 点 事 項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民主体の地域活動の推進と支援 2. コミュニティワーカーの地域活動への積極的な支援 3. 校区ふくしのまちづくり計画の推進 4. 福祉活動を担う人材の育成

<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域ネットワーク活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①個別援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ活動等の推進 ②グループ援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種サロン運営、世代間交流活動等の充実 ③校区福祉委員会活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発活動等の推進 2. 各校区の地域福祉活動の推進と人材育成を目的とした各種研修会の開催 <ol style="list-style-type: none"> ①活動者研修会の開催 ②会計担当者研修会の開催 ③会長研修会の開催 ④小地域ネットワーク活動テーマ別交流会の開催 3. 校区福祉委員会協議会の運営 <ol style="list-style-type: none"> ①役員会、全体会議の開催 ②各エリア（北、中、南、東）会議の開催 ③各種研修会の開催 ④第4次地域福祉活動計画推進への協力 ⑤社会福祉協議会事業との連携 ⑥薬物乱用防止啓発活動の実施、協力 ⑦関係機関、団体等の福祉事業への協力、参加
----------------	---

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>5. 助成事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>各種福祉団体やひとり暮らし老人会などの当事者組織及び福祉活動団体などが、円滑に組織運営・活動をすすめられるよう助成を行う。</p>
<p>重 点 事 項</p>	<p>適正な助成金の交付</p>
<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉団体、福祉団体連絡会への助成 2. ひとり暮らし老人会への助成 3. 各種団体への助成

経理区分名	6. 献血推進事業
基本方針	<p>市内における献血の推進と献血思想の普及を目的に関係機関・団体で組織された「献血推進協議会」を中心として、各種事業を実施し、献血の推進を図る。</p> <p>啓発活動の充実により、400ml献血・成分献血の増加を図ると共に、常設の「枚方市駅献血ルーム」との連携による献血者の増加をめざす。また、関係機関・団体との連携による地域献血の推進、市内の高校・大学などとの連携による若年層の献血推進に向けた取り組みを行う。</p>
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「広報ひらかた」や「社協だより」に、定期的に献血に関する記事を掲載し、市民へ協力を呼びかけるとともに、イベントや行事での啓発を行う。 2. 献血実施校区の拡大を図るとともに、学校や企業への献血協力を呼びかけ、特に若年層の献血者数増加に取り組む。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 献血推進協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 各種関係団体・機関で構成されている協議会組織の特性を活かし、より効果的な献血活動の推進を目的に開催する。 2. 広報・啓発活動 <ol style="list-style-type: none"> ① 「広報ひらかた」に献血予定を定期的に掲載 ② 年間を通じた血液事業に関する情報の収集と提供 ③ 「枚方市駅献血ルーム」の周知による献血推進 3. 街頭啓発活動の実施 <p>夏期及び冬期の献血者が著しく減少する時期に、献血思想の普及を図り、少しでも多くの献血者を確保するため、街頭キャンペーンを実施する。</p> 4. 校区福祉委員会との連携 <p>校区福祉委員会主催の献血活動に対し、広報活動など積極的に援助・協力するとともに、献血に関する必要な情報提供を行う。</p> 5. 関係機関・団体等との連携 <p>関係機関・団体等との連絡調整を図り、組織的な活動を展開し、効果的な献血推進活動を展開する。</p> 6. 市内高校・大学や企業へ献血協力の呼びかけ

経理区分名	7. 福祉サービス利用援助事業
基本方針	認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、権利擁護を図るとともに、地域で自立した生活が送れるよう支援する。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活支援員の増員や支援事務の見直しにより実務効率を高めるとともに、支援体制の強化を図り、待機者解消に努める。 2. 福祉事務所や医療機関、包括支援センターや介護事業所等、利用者の生活を支援する関係機関との連携により、必要に応じて成年後見制度への移行を図る。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービスの利用援助 <ol style="list-style-type: none"> ①情報の提供、相談 ②申込み、契約の代行・代理 ③利用料金の支払い代行 ④苦情を解決するための手続き 2. 日常的金銭管理 <ol style="list-style-type: none"> ①年金や手当等の受領に必要な手続き ②医療費や税金、公共料金等の支払い手続き ③日用品購入の代金支払いの手続き ④預貯金の出し入れ、預金の解約などの手続き 3. 書類等の預かり <p style="margin-left: 2em;">預貯金通帳・各種証書、実印等を貸金庫に保管</p> 4. 福祉サービス利用援助事業監査委員会の運営 5. 大阪弁護士会等各種関係機関との連携

経理区分名	8. 精神保健福祉推進事業
-------	---------------

<p>基 本 方 針</p>	<p>社会不安の高まりや、日々の暮らしの中でストレスを抱える人は増加の一途をたどり、心の健康づくりは国民的な課題となっていることから、心の健康づくりや心の病への対応の啓発活動を通じて、精神保健福祉に関する知識の普及を図るとともに、心に病のある人、その当事者組織や家族会、自死遺族会、精神保健福祉ボランティアグループなどの活動支援を行う。</p> <p>さらに、「こころの電話相談」「ひらかたいのちのホットライン」等の相談事業の周知・充実を図るなど、各種事業を通じて、誰もが心の健康を保ちながら生活できる地域づくりを推進する。</p>
<p>重 点 事 項</p>	<p>こころの健康づくりに関する市民啓発事業の充実を図る。</p>
<p>実 施 事 業</p>	<p>1.組織運営事業</p> <p>①精神保健福祉推進協議会の運営</p> <p>②企画検討部会の開催</p> <p>2.啓発事業</p> <p>①心の保健ゼミナールの開催</p> <p>②市民活動啓発講座の開催</p> <p>③こころの健康講座の開催</p> <p>④ふれあい交流事業の開催</p> <p>⑤セルフヘルプグループの活動支援</p> <p>・当事者組織・家族組織の活動支援</p> <p>⑥広報活動 機関誌「ほっとTime」の発行</p> <p>3.相談事業</p> <p>①「心の健康相談」の実施</p> <p>②「こころの電話相談」の実施</p> <p>③自殺予防電話相談「ひらかたいのちのホットライン」の実施</p>

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>9. 生活福祉資金貸付事業</p>
------------------	----------------------

基本方針	失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込める世帯に対し制度利用の相談窓口となり、民生委員と連携し資金を貸し付けることにより、世帯の自立を支援する。
重点事項	相談者の支援にあたって、相談内容の丁寧な聞き取りを行い、社協の相談事業（CSWなど）と積極的に連携することにより、問題解決を図る。初期面談での聞き取りに注意することで、不正申請の防止に努める。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金の貸付に関する相談内容 <ol style="list-style-type: none"> ①大阪府生活福祉資金総合支援資金 (生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費) ②大阪府生活福祉資金（福祉資金・教育支援資金） ③大阪府生活福祉資金（小口生活資金） ④大阪府生活福祉資金（不動産担保型生活資金） 2. 資金の貸付に関する申請内容の調査・確認 3. 資金貸付後の償還指導

経理区分名	10. 住宅改造助成調査事業
基本方針	重度障害者等の中で、住宅改造助成対象者の日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図るため、身体状況や家屋の構造などに合わせた住宅改造方法や各種公的制度等の紹介及び相談・助言を行う。
重点事項	住宅改造助成対象者に対して、質の高い住宅改造が行われるように様々な改造事例を踏まえ、ニーズに応じた適切な住宅改造の実施について必要な助言及び情報提供を行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅改造相談窓口の設置 2. 住宅改造助成の申請受付 3. 改造前現地調査及び改造完了調査 4. 重度障害者等住宅改造助成事業リフォームチームの運営 5. 各関係機関との調整及び連携 6. 枚方市住宅改造助成事業協力店名簿の作成
経理区分名	11. 住宅手当緊急特別措置事業

基本方針	離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失または喪失するおそれのある方を対象に住宅費（家賃）を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援を実施し、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行う。
重点事項	相談者への丁寧な対応に努めると同時に、不正申請を防ぐための注意深い聞き取りを行う。制度受給者の就労支援では、積極的な情報提供とハローワークなど関係機関との効果的な連携を行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請時の初期間き取りと受付 <ol style="list-style-type: none"> ①相談員による申請基準の確認 ②申請書及び必要書類を確認し担当課に送付 ③住居喪失者に対する住居取得支援 ④必要に応じて他機関・制度につなぐ 2. 支給決定者への就労支援 <ol style="list-style-type: none"> ①相談員による月2回の就労支援

経理区分名	12. 共同募金配分金事業
基本方針	地域住民やボランティア、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、社会福祉施設など、様々な関係機関や団体の協力を得て、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、募金運動を展開していく。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 募金運動の実施 2. 助成対象の見直し
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 募金運動の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①赤い羽根共同募金（10～12月実施） 集めた募金は、府募金会の配分委員会の審議を経て、社会福祉施設や団体に配分 ②地域歳末たすけあい募金(12月実施) 集めた募金は、ボランティア団体や当事者団体等の組織化の援助、地域福祉活動のための事業、小規模災害助成として配分 ③ハートフルベンダーの設置促進 2. 各種団体・事業への助成 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティア団体への公募助成 ②高齢者・障害者・福祉団体、保育施設等への助成 ③校区福祉委員会活動支援助成 3. 啓発活動の充実 募金運動の周知・啓発を積極的に推進する。

	広報紙やホームページを活用し、配分内容を情報公開する。
--	-----------------------------

経 理 区 分 名	1 3. 居宅介護等事業
基 本 方 針	高齢者及び障害のある人等が、地域で自立した日常生活を営むことが出来るようニーズに沿った支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。要介護状態にある高齢者及び障害のある人、難病患者等の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づく訪問介護（生活援助、身体介護）及び居宅介護支援、また、障害者自立支援法に基づく居宅介護（家事援助、身体介護）及び重度訪問介護、枚方市の単独事業である難病患者等ホームヘルプサービスを行う。
重 点 事 項	1. 運営体制の改善に努める。 2. 契約職員の人材の確保に努める。 3. ヘルパー研修を実施し、質の向上を図る。 4. 介護職員等によるたんの吸引等の医療行為の実施について国の動向を把握しつつ適正な対応を行う。
実 施 事 業	利用者:身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者・高齢者 1. 生活全般に係わる相談・助言<障害者対象事業> 2. 居宅介護事業(家事援助・身体介護) 3. 重度訪問介護(身体障害者を対象に家事援助、身体介護及び日常生活に生じる様々な介護) <高齢者対象事業> 1. 高齢者居宅介護(訪問介護)事業（生活援助・身体介護） 2. 居宅介護支援事業 ①居宅サービス計画の作成・変更 ②居宅サービス計画の実施状況の把握 ③サービス提供確保のため関係諸機関との連絡調整 <難病患者対象事業> 1. 枚方市難病患者等ホームヘルプサービス事業(家事援助・身体介護)
経 理 区 分 名	1 4. 移動支援事業
基 本 方 針	障害のある人等の意思及び人格を尊重し、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業である移動支援事業を行う。 障害のある人等が、地域で豊かに暮らせるようニーズに沿った外出支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。

重点事項	<p>1. 人材育成及び利用者のニーズに応えるためサービス提供責任者の増員を行う。</p> <p>2. 現任研修会を充実させ(実施を1回から2回へ)、ガイドヘルパーの質の向上を目指す。</p> <p>3. ガイドヘルプ中の緊急事態に備え、リスク管理体制を充実</p>
実施事業	<p>利用対象者：知的障害児者・身体障害児者・精神障害者</p> <p>1. 外出に係わる相談、助言</p> <p>2. 外出支援 ①余暇活動支援 ②送迎支援</p>

経理区分名	15. 総合福祉センター管理運営事業
基本方針	<p>高齢者部門と市民部門を併せ持った総合福祉施設の機能を活かし、福祉意識の高揚を目的として世代間の交流事業の実施や高齢者の生きがいと健康増進を目的として各種事業を実施する。</p> <p>また、自主活動のため施設利用の促進や住民各層、各種団体の交流を促進することを目的に各種事業を実施する。</p>
重点事項	<p>1. 子育て世代対象の世代間交流および市民講座の充実</p> <p>2. 同好会活動の活性化支援と啓発</p>
実施事業	<p>1. 老人福祉センター事業</p> <p>①貸室の提供</p> <p>②生活及び健康に関する相談の実施</p> <p>③生業及び就労のための支援（相談）の実施</p> <p>④機能回復訓練（健康体操）の実施</p> <p>⑤教養講座の実施（趣味の講座、健康講座）</p> <p>⑥浴場の提供</p> <p>⑦老人クラブに対する援助</p> <p>⑧世代間交流行事の実施</p> <p>⑨同好会活動の活性化支援</p> <p>2. 市民福祉センター事業</p> <p>①貸室の提供 ②市民講座の実施 ③文化体験行事の実施</p> <p>3. 老人作業所事業</p> <p>①貸室の提供</p> <p>4. 啓発活動</p>

	<p>①機関紙の発行 ②パンフレット等の配布</p> <p>5. バス運行の管理</p> <p>①送迎バス・福祉バスの運行の管理</p> <p>6. 運営委員会の開催</p>
--	---

経 理 区 分 名	16. くすの木園(生活介護) 管理運営事業
基 本 方 針	<p>1. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定事業所支援の提供に努める。</p> <p>2. 利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する観点から日中活動の支援を行う。</p> <p>3. 利用者の社会自立を推進するために、ひとりひとりのニーズに応じた支援を主体的・計画的・継続的に行う。</p> <p>4. 「完全参加と平等」の理念に基づき、障害の有無を問わず人は生まれながらに平等であり、社会・経済・生活上差別されない権利を有することを広く市民に啓発する。</p> <p>5. 障害のある人が価値ある市民生活や諸活動を営むことができるように関係機関や地域との連携を図るとともに、地域環境の整備についての提言に努める。</p>
重 点 事 項	<p>1. 地域との交流（地域住民に自家製野菜の販売、福祉事業所等に園内行事へ参加を呼びかける）</p> <p>2. 園外作業の実施（農耕作業で野菜の栽培・収穫を行う）</p>
実 施 事 業	<p>1. 日中サービス活動の支援</p> <p><生産活動>軽作業、資源リサイクル作業</p> <p><生活支援>食事マナーや身だしなみ等、自らできる事を増やす</p> <p><余暇支援>フライデーサークル（毎週金曜日）の実施</p> <p><利用者の話し合い>「みんなの会」の実施</p> <p><地域との関わり></p> <p>・くすの木まつり、運営懇談会の開催を通じ、地域との交流を深</p>

	<p>め相互理解を図る。</p> <p>2. レクリエーション事業の実施 宿泊体験、一泊研修旅行や外出活動の実施</p> <p>3. 健康に関する支援 内科・精神科の嘱託医の協力を得て、保健や衛生に関する支援を行う。(相談、身体測定、健康診断等)</p> <p>4. 虐待防止 利用者の人権侵害や身体的、性的、心理的虐待を防止するため職員の人権意識の向上、支援知識および技術の向上を図る。</p> <p>5. 防火・安全対策 年2回の消防訓練の実施。危険防止・安全な支援を図るため、事業所設備の点検・改修・事故防止を行う。</p> <p>6. 事業所の通所送迎サービスの実施 利用者が通所し易いように送迎車の運行・管理を行う。</p>
--	---

経 理 区 分	17. 共同生活援助・介護事業
基 本 方 針	<p>利用者が地域でより豊かに生活できるよう4カ所のケアホームの円滑な運営を目指し、利用者個人個人の意思を尊重した支援を行う。また関係機関との連携やガイドヘルパー・ボランティア等の利用等生活全般について支援する。</p> <p>市内のグループホーム・ケアホームの連携や研修として、世話人研修会の開催や担当者会議を実施して世話人及び職員の質の向上を図る。</p>
重 点 事 項	<p>1. ケアホームの利用者対応をより充実させるため、食事作りの世話人を全ケアホームに、365日配置する。</p> <p>2. 利用者アンケートや世話人自己点検表の結果を検証してケアホームのサービスの質の向上を図る。</p> <p>3. 枚方市知的障害者福祉ネットワークで世話人研修会を年間2回程度実施して世話人の質の向上を目指す。</p>
実 施 事 業	<p>1. れいんぼうの運営</p> <p>2. ひまわりの運営</p> <p>3. 憩い苑ホームの運営</p> <p>4. たんぼぼの運営</p>

経 理 区 分	18. 障害者活動支援事業
基 本 方 針	障害のある人の自主的な本人活動・余暇活動を推進するため、各種レクリエーション行事を実施し、障害のある人の自立と社会参加を支援する。
重 点 事 項	<p>1. スポーツ交流会 実行委員会運営において実行委員がより積極的に会議に参加できるよう又達成感を得られるよう支援する。</p> <p>2. ジョイフルクリスマス会 参加者が楽しめるようバリエーション豊かな催しを行う。</p>
実 施 事 業	<p>1. レクリエーション行事の開催</p> <p>①ふれあいスポーツ交流会 障害のある人で構成される実行委員会で企画・運営を行う。大会を通じて障害のある人等の交流を図り、障害のある人の地域生活の充実を図る。</p> <p>②ジョイフルクリスマス会 障害のある人の社会参加・余暇活動の機会となるレクリエーション行事としてクリスマス会を開催する。</p>

経 理 区 分 名	19. 父子家庭日常生活支援事業
基 本 方 針	父親が就労等により不在のため、日常生活を円滑に営むことに支障がある父子家庭に対し、父子家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行うことにより、父子家庭の自立を促進する。
重 点 事 項	<p>1. 父子家庭の支援のニーズとあり方について市・担当課と連携を取り、事業の実施の方針を確認する。</p> <p>2. 支援員の質の向上と利用者の支援の方向性について確認するため、ケース会議を持つ。</p>

実 施 事 業	<p>父子家庭生活支援員を父子家庭に派遣し、次の援助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の保育 2. 食事の世話 3. 住居の掃除 4. 生活必需品の買い物 5. 医療機関との連絡
---------	--

経 理 区 分 名	20. 地域包括支援センター事業（こもれび・ふれあい）
基 本 方 針	<p>第1圏域（樟葉校区・樟葉南校区・樟葉北校区周辺）と第2圏域（牧野校区・樟葉西校区周辺）を枚方市より受託。</p> <p>介護予防支援事業を実施し、地域住民の保健福祉の向上と地域生活の安定に向けた包括的な支援を充実する。</p> <p>特に高齢者支援ネットワーク(地域懇談会)を活用したフォーマル・インフォーマルの支え合いシステムづくりを積極的に進めるため、それぞれのセンターで独自の活動を具体化していく。介護予防ケア マネジメント業務においては、職員の資質向上に努める。</p>
重 点 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小学校区ごとに地域ケアに関する懇談会（ケア会議）の開催を検討し実施していく。 2. それぞれの圏域（こもれび、ふれあい）で、課題となっているネットワーク(地域連携)について構築を進める。
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防の推進 要支援・要介護の認定者以外の被保険者も視野に入れた介護予防 マネジメントの実施・支援 2. 総合相談・支援 地域の高齢者の実態把握、被保険者・家族の相談支援 3. 権利擁護の推進 成年後見制度利用支援、認知症高齢者のネットワーク形成 4. 高齢者虐待防止の推進 高齢者虐待防止・早期発見のためのネットワーク形成 5. 地域ケア支援 支援困難事例等への指導・助言・介入・アセスメントの実施、元気高齢者のためのネットワーク形成と活動支援

	<p>6. 高齢者元気はつらつ健康づくり事業の実施</p> <p>7. 地域活動支援事業</p> <p>地域活動等の支援として様々な教室（介護予防教室、高齢者の権利を守る教室、認知症サポーター養成講座）の開催</p> <p>8. 地域懇談会、事業所懇談会などの計画的実施</p> <p>気になることありませんか事業の継続実施</p>
--	--

経 理 区 分 名	2 1. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業
基 本 方 針	<p>地域の中で、誰もが困ったときに身近なところで気軽に相談できるように、ワンストップサービスとしての「総合相談窓口」の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を4人配置する。</p> <p>地域で暮らす高齢者、障害者、子育て家庭、ひとり親家庭などのなかで援助を必要とする人、またはその家族の支援を通じて、市民の福祉の向上と自立生活を支援するための基盤づくりを行う。</p>
重 点 事 項	<p>1. 相談活動の充実</p> <p>訪問及び出張相談（校区・総合福祉センター・くらわんか五六市など）の推進</p> <p>2. 研修・啓発事業の開催</p> <p>関係機関や市民向けに啓発事業を企画し、研修会などを開催し、同事業の普及に努める。</p>

<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. セーフティネットのしくみづくり 小地域ネットワーク活動や各種ネットワーク機能を活用し、要援護者に対する見守りや発見、相談、解決に向けた適切なサービスへの「つなぎ」を行う。 2. 要援護者などに対する見守り・相談 <ol style="list-style-type: none"> ①要援護者及び家族などの実態把握、見守り・声かけ、相談などを行い、福祉支援ニーズの見極めを行う。 ②要援護者などを支援するサービスの把握に努め、利用方法に関して地域住民へ情報提供、啓発を行う。 ③福祉制度・他分野サービスの利用申請に関する支援 ④校区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、関係機関との連携を図る 3. 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化 コミュニティ協議会、校区福祉委員会等が実施する地域活動に参画する地域住民ボランティアの人材発掘、育成などの支援 4. 地域福祉における計画的推進への支援 地域福祉計画・地域福祉活動計画への参画、活動を通じて得た情報の提供
----------------	--

<p>経 理 区 分</p>	<p>2 2 . 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>障害のある人の創作活動・余暇活動や生産活動又サロン活動や自主的グループ活動の支援を行うとともに、社会との交流や関係機関との連携・ボランティアの育成等を行い、自立と社会参加を推進する。</p> <p>また障害のある人の生活全般における相談支援活動や障害児を対象にした放課後支援活動も併せて実施し、障害のある人の地域生活を幅広く支援していく。</p>
<p>重 点 事 項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学習会・講習会の開催 2. 文化・創作活動の充実を図る。 3. 施設整備の充実 4. 関係機関との連携の強化

実施事業	<p>1. 相談支援事業</p> <p>2. 地域活動支援センター I型事業</p> <p>①日中活動支援（創作活動・生産活動・サロン活動）</p> <p>②本人活動支援（サークル活動・カルチャー活動・当事者の集い ・学習会・講座等の開催）</p> <p>③医療・福祉及び地域との連携</p> <p>④ボランティアの育成</p> <p>⑤障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動</p> <p>3. 日中一時支援事業</p> <p>①障害児の放課後活動支援</p> <p>②障害児の長期休暇活動支援</p> <p>4. 障害程度区分認定調査事業</p> <p>①障害者自立支援法による障害程度区分認定調査を実施</p>
------	---

経理区分名	23. 乳児家庭全戸訪問事業
基本方針	<p>枚方市内に在住する生後4か月までの乳児のいる家庭を対象として訪問し、子育てについての不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行う。また、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなぐとともに、地域社会とつなぐ情報提供などを行う。これらの訪問活動を通じて、子育て家庭の地域での孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。</p>
重点事項	<p>1. 訪問時により適切な支援が行えるように、訪問員の資質向上を目的とした研修の充実を図る。</p> <p>2. 訪問家庭のニーズに応じた支援につなぐため、関係機関との密接な連携を図る。</p>
実施事業	<p>生後4か月を迎える乳児のいるすべての家庭を訪問対象とし、対象乳児が4か月を迎えるまでの間に、訪問員による家庭訪問を行う。</p> <p>1. 対象家庭の訪問</p> <p>育児に対する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供、記念品の配付、乳児及び保護者の心身の様子などの把握を行う。</p> <p>2. 地域の子育て活動支援との連携</p> <p>地域において子育て支援事業や活動を実施する関係機関団体等の連</p>

	<p>携を図り、子育て支援ネットワークの強化など、子育て家庭に対する支援の充実を図る。</p> <p>3. 市への報告</p> <p>訪問の結果を市関係各課に迅速かつ的確に報告し、適切なサービス提供につなぐなど、乳児家庭の健全な育成環境の確保を図る。</p>
--	---

【特別会計 事業計画】

経理区分名	1. 総合福祉会館管理運営事業
基本方針	<p>福祉活動の拠点である総合福祉会館において、当事者組織・ボランティアグループ活動を促進し、市民が必要とする福祉情報の提供や各種相談に対応するとともに、啓発活動の充実・強化に努める。</p> <p>また、市民に有益となる講座を開催し、新たな利用者の獲得を目指し、会館利用の促進に繋げるよう努める。</p>
重点事項	<p>プレママアクア教室・プレママヨガ教室・介護資格者講座等の充実を目指し、設備の維持・管理に努め、利用者が安全・快適に利用できる施設づくりを目指す。</p>
実施事業	<p>1. 総合福祉会館の管理・運営</p> <p>①快適な利用のための環境整備</p> <p>②福祉図書コーナーの運営</p> <p>③関係機関との連絡調整</p> <p>2. 各種事業の開催</p> <p>①総合福祉相談の実施</p> <p>②ラポール福祉講座・市民講座の開催</p> <p>③水泳教室の開催</p> <p>④ラポールいこいのミニライブの開催</p>